

発表タイトル	「大正期の憲法学者としての笈克彦の位置づけについて」
発表者所属名	国際日本研究専攻
発表者氏名	西田 彰一

明治憲法体制を考える際に、政府にとって民意を「適切」に吸収し、政治主導をどのように確立するかが最大の課題であったことは、近年の坂本一登らの研究によって明らかである。そして、その明治憲法体制における政治主導をどのように確立するかが、当時の憲法学者にとってもまた、至上の命題であった。その際に、憲法学者としてまずもって取り上げられるのは、天皇機関説を唱え、事実上明治憲法の正統的権威であった美濃部達吉と、それに対抗して天皇主権説を唱えた上杉慎吉、あるいは上杉の師である穂積八束であろう。だが、美濃部や上杉、穂積と同時代に活躍していた憲法学者であるにも関わらず、これまで十分に問われてこなかった人物がいる。それは笈克彦である。

笈克彦（1872年～1961年）は、東京帝国大学法科大学の教授でありながら、宗教としての神道の信仰が天皇崇拝及び皇国の護持に結びつくという「古神道」「神ながらの道」を唱えたことで著名である。近年では、その政治的動向に関心が集まり、貞明皇后をはじめとする皇室との関係や、神社行政とのかかわり、身体論との関係、植民地神社との関係からも取り上げられつつある。

このように、近年になって、笈は主に戦前から戦時中の多方面における動向が描き出されつつあるのだが、意外にも笈が同時代の憲法学者である、美濃部達吉や上杉慎吉らとどのような位置関係にあったのかについて、具体的に検討した研究は殆どない。笈が天皇崇拝を全面に押し出していたこともあって、一般的には、穂積八束や上杉慎吉らの亜流とされている。

だが、笈は決して穂積や上杉らの亜流ではない。むしろ、上杉とは互いに対立する論点を保持しており、また美濃部とは相違を持ちつつも、かえって相通じる部分を共有している。たしかに大正期以降の笈の議論は、古神道、あるいは神ながらの道を唱えたことで、オカルティックな雰囲気満ちている。また、日本体操をはじめ、身体的実践についても言及するようになり、ますます私たちが想像する憲法学者の姿とはかけ離れている。だが、それを以て笈を取るに足らない人物として評価するのは、適切ではない。むしろ、その立憲国家の構想においては、美濃部や上杉らに対する第三項として成立しうる可能性をもった議論を展開していたのである。本報告ではそれを明らかにしたい。